

議 事 日 程

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

午後 1 3 時 3 0 分開会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 前会会議録の承認

第 5 教育長報告

第 6 議 案 上 程

第11号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第12号議案 島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則を廃止する規則

第13号議案 島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱

第14号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第15号議案 島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱について

第16号議案 島原市立小中学校の学校歯科医の委嘱について

第17号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

第18号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

第19号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について

第20号議案 島原市教育委員会委員長の選挙について

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

(1) 報告事項

① 4月行事予定について

② 3月市議会定例会一般質問報告

③ 平成 2 8 年度年間事業計画

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

○市議会一般質問答弁要旨

平成 2 8 年 3 月 2 9 日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	水	3月定例市議会本会議 開会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、次長、各課長
3	木	(一財)島原城振興協会理事会	10:00	森岳公民館	教育次長
4	金	3月定例市議会本会議(一般質問)	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
7	月	3月定例市議会本会議(一般質問)	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長、各課長
8	火	3月定例市議会本会議(一般質問)	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
9	水	3月定例市議会本会議(一般質問)	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
10	木	3月定例市議会 総務委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
14	月	3月定例市議会 教育厚生委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
15	火	特定事業主行動計画策定WG検討会議	10:00	本庁別館小会議室	倉本主任
16	水	3月定例市議会 予算審査特別委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
17	木	広報編集委員会	9:00	本庁別館会議室	班長
18	金	再発防止検討委員会検討会	9:30	本庁大会議室	教育次長
18	金	高校生議会	13:00	本庁議場	教育長、馬渡主査
22	火	特定事業主行動計画策定WG検討会議	13:30	本庁別館小会議室	本多主査
22	火	小中学校事務部会	14:00	有明庁舎大会議室	馬渡主査
23	水	3月定例市議会本会議 閉会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長、各課長
23	水	教育総務課非常勤職員面接	13:30	有明庁舎 2階小会議室	課長、班長、竹中主査
25	金	(一財)教育文化振興事業団理事会	14:00	島原文化会館	教育次長
29	火	教育委員会4月定例会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議9件及び報告事項他
31	木	市職員辞令交付式	9:00	本庁議場	教育長、教育次長他
31	木	市職員退職者辞令交付式	13:00	本庁第1応接室	教育長、教育次長
31	木	行政委員辞令交付式	14:00	本庁第1応接室	教育長
		《付記事項》			
5	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	教育委員、教育長、教育次長、各課長
12	土	第71回国民体育大会グランドゴルフ県予選会	9:10	平成町多目的広場	教育次長
12	土	第35回康平忌、島原半島文化賞授与式	10:00	森岳公民館	教育長、教育次長、各課長
12	土	中学生男子バレーボール「長崎ゆめ大会」	16:00	島原復興アリーナ	教育次長
14	月	教育厚生委員会懇親会	18:00	もとよし	教育長、教育次長、課長、班長
15	火	中学校卒業証書授与式	9:30	各中学校	教育委員、教育長、各課長他
17	木	小学校卒業証書授与式	9:30	各小学校	教育委員、教育長、各課長他
22	月	緑水会	12:00	幸楽	教育長
29	火	ねんりんピック長崎2016 200日前イベント	9:00	本庁西側玄関前	教育長、教育次長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
3	2	水	3月市議会開会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	2	水	養護教諭部会	14:00 杉谷公 酒井
	3	木	定例校長会	9:30 杉谷公 教育長 課長 指導主事
	4	金	3月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	5	土	有馬スポーツ賞	8:30 有馬武道館 課長 酒井 城臺
	7	月	3月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	7	月	教科書給与システム研修	14:30 大三東小 城臺
	8	火	3月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	9	水	3月市議会一般質問	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	10	木	定例教頭会	10:30 杉谷公 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	10	木	3月市議会総務委員会	13:00 本庁 課長
	11	金	適応指導教室退級室	10:00 ひまわり教室 牟田
	11	金	県教委管理主事来庁	14:00 有明庁 課長 八木 平田
	14	月	3月市議会教育厚生員会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長 八木
	15	火	中学校卒業証書授与式	9:20 各中学校 教育長 課長 指導主事
	16	水	市議会予算審査特別委員会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長 八木
	17	木	小学校卒業証書授与式	9:20 各小学校 教育長 教育次長 各課長 指導主事
	17	木	臨時校長会	15:30 有明庁 教育長 課長 八木 平田 松尾
	18	金	高校生議会リハーサル	10:00 本庁 城臺
	18	金	高校生議会	13:00 本庁 教育長 城臺
	18	金	ジオパーク協議会幹事会	10:00 災害記念館 松尾
	23	水	3月市議会閉会	10:00 本庁 教育長 教育次長 課長
	29	火	島原半島ジオパーク協議会臨時総会	14:00 深江公 松尾
	31	木	小中学校教職員退職者辞令交付式	11:30 有明庁 教育長 教育次長 各課長 指導主事
付記	1	火	少年の日 あいさつ運動	7:30 各小・中学校 課長 八木 平田 牟田 酒井
	4	金	有馬スポーツ賞準備	13:00 有馬武道館 松尾
	9	水	5歳児健診	14:00 島原保健センター 松尾
	10	木	給食未納対応	13:00 八木 平田 牟田 松尾 酒井 城臺
	24	木	5歳児健診	14:00 島原保健センター 松尾 酒井

島原市教育委員会 4月定例会報告事項

【平成28年3月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	火	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、徳永、尾崎
4	金	市民音楽祭洋楽の部第4回代表者会	19:30	森岳公民館	宇土
5	土	第66回初市顕彰俳句会	12:30	霊丘公民館	課長、柴田
5~6 (土~日)		公募型自主事業「熱海殺人事件」	13:00	有明文化会館	林田
9	水	市民音楽祭邦楽の部第4回代表者会	19:30	霊丘公民館	林田
11	金	市民音楽祭代表者会議	19:30	森岳公民館	課長、林田
12	土	第34回島原半島文化賞授賞式・第35回康平忌	10:00	島原文化会館	市長、教育長、次長、課長、林田
17	火	第2回少年センター運営協議会	13:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、徳永、原賀、早稻田
17	火	島原市青少年健全育成連絡協議会役員会	15:00	森岳公民館	課長、徳永
17	火	有明公民館運営委員会	16:00	有明公民館	課長、徳永、尾崎
18	水	社会教育課非常勤職員パソコン試験・面接	13:00	有明公民館	次長、課長、徳永
23	水	子ども狂言おさらい会	19:00	島原文化会館	市長、次長、課長、林田
24	木	第2回島原市立公民館運営審議会	14:00	有明庁舎	課長、徳永、柴田、松本
28	月	社会教育委員の会	13:30	有明庁舎	課長、徳永、柴田、大場
※ 各地区にて高齢者学級0回(担当:大場)・女性学級4回開催(担当:松本)					

【付記事項】

8	火	モラロジー生涯学習セミナー	19:00	森岳公民館	徳永
13	日	有明文化協会おさらい芸能大会	13:00	有明文化会館	市長、林田
26	土	子ども会次期ジュニアリーダー研修会	13:30	有明公民館	福島、尾崎、大場
27	日	福知山混成合唱団出迎え(島原高校定期演奏会出演の為)	10:30	島原駅	課長、林田
27	日	リトルメリー島原市文化財指定記念セレモニー	12:00	島原城観光復興記念館	課長、林田
31	木	島原市社会福祉協議会評議員会	13:30	福祉センター	課長

教育委員会 4月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[3月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	木	V・ファーレン長崎専務市長訪問	13:00	第一応接室	課長
5	土	第35回有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	教育委員・教育長・教育次長・課長・課員
12	土	第71回国民体育大会グラウンドゴルフ県予選会	9:10	平成町多目的広場	教育次長
12	土	長崎県スポーツコミッション設立総会	13:00	長崎市	教育長・谷川
12	土	中学生男子「長崎ゆめ大会」開会式	16:00	島原復興アリーナ	教育次長
13	日	平成27年度島原市スポーツ少年団送別サッカー大会	8:30	人工芝グラウンド	大場
13	日	第49回島原市民親睦ソフトボール大会	8:30	三会ふれあい運動広場	課長・中村
14	月	教育厚生委員会	10:00	市議会会議室	課長・谷川・大場
14	月	第10回島原半島地区対抗駅伝大会実行委員会	19:30	有明公民館	谷川
16	水	予算審査特別委員会	10:00	市議会会議室	課長・谷川・大場
17	木	小学校卒業式	9:30	三会小	課長
22	火	全国大会出場選手激励式(剣道・ソフトテニス)	16:30	第一応接室	課長・中村
23	水	全員協議会	15:00	市議会会議室	課長
25	金	がんばらば体操教室開講式	15:00	雷丘公園体育館・弓道場	課長・森川
26	土	有中野球クラブ後援会旗争奪軟式野球大会	8:30	有明の森運動広場	課長
28	月	島原市スポーツ推進委員表彰受賞者祝賀会	19:00	シーサイド島原	教育次長・課長・課員
29	火	ねんりんピックカウントボード披露式	9:00	本庁西側玄関	課長
29	火	定例教育委員会	13:30	有明庁舎応接室	課長
31	木	小・中学校教職員退職者辞令交付式	11:30	有明庁舎大会議室	課長
		《付記事項》			

平成28年4月行事予定表

平成28年3月29日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	金	非常勤職員採用通知書交付式 10:00 森公 ◎○△ 島原市表彰式 11:00 島文 ◎○△	教職員辞令交付式 13:30 有文多目的ホール ◎○△	非常勤職員採用通知書交付式 10:00 森公 ◎○△	
2	土				
3	日	第41回島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山 記念公苑 ◎○△			第41回島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山 記念公苑 ◎○△
4	月		新規採用教職員服務宣誓式 11:30 有明庁舎 ◎○△	社会教育担当者会 13:30 霊丘公 △	
5	火	平成27年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会 監査会 14:00 大村市 ◎	市非常勤職員任命及び委嘱状交付式 9:30 有明 庁舎 ◎○△		
6	水				
7	木		小学校入学式 ◎○△ 中学校入学式 ◎○△		
8	金		定例校長会 9:30 有明庁舎 ◎○△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	定例校長会 9:30 有明庁舎 ◎○△ 島原市スポーツ推進委員委嘱状交付式 19:30 森 岳公民館 ◎△
9	土				
10	日				第41回島原市民親睦サッカー大会 8:30 平成町多 目的広場 ◎△
11	月				
12	火		市中部連理事会 14:00 杉谷公民館 △	霊丘地区長寿会連合会総会 12:00 霊公	
13	水		定例教頭会 9:30 有明庁舎 ◎○△		定例教頭会 9:30 有明庁舎 ◎○△
14	木		教務主任研修会 14:00 杉谷公民館		長崎県体育協会第1回生涯スポーツ委員会 13:30 県営野球場 △
15	金		初任者研修実施運営委員会 14:00 千々石庁舎 ◎ 10年経験者研修実施運営委員会 15:30 千々 石庁舎 ◎		
16	土				
17	日			コール島原40周年記念コンサート13:30 島文	
18	月				
19	火		全国学力学習状況調査		
20	水				
21	木	第1回長崎県都市教育長協議会 14:30 長崎市 ◎			
22	金	長崎県市町村教委連合同理事会 10:30 長崎市 ◎(委員長) 県・市町教育委員会合同会議 13:00 長崎市 ◎(委員長) 県・市町教育委員会スクラムミーティング 15:50 長崎市 ◎			
23	土				
24	日			霊丘地区オリエンテーリング大会 9:00 中央公園 △	
25	月				
26	火				
27	水		平成28年度義務教育関係指導主事研修会・教育 課程担当指導主事等連絡協議会・義務教育人事 担当指導主事等研修会 10:30 県勤労福祉会館 △(～28日)		
28	木		平成28年度長崎県市町村教育委員会学校体育・健 康教育(保健・給食)担当指導主事連絡協議会 9:30 県勤労福祉会館 △		
29	金	昭和の日	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	土				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- | | |
|--------|------------------------------|
| 第11号議案 | 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について |
| 第12号議案 | 島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則を廃止する規則 |
| 第13号議案 | 島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱 |
| 第14号議案 | 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱 |
| 第15号議案 | 島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱について |
| 第16号議案 | 島原市立小中学校の学校歯科医の委嘱について |
| 第17号議案 | 島原図書館協議会委員の委嘱について |
| 第18号議案 | 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について |
| 第19号議案 | 島原市スポーツ推進委員の委嘱について |
| 第20号議案 | 島原市教育委員会委員長の選挙について |

平成28年3月29日 定例会

第 1 1 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市奨学金貸付基金条例第 1 0 条及び島原市奨学金貸付基金条例施行規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

【別紙】

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成28年4月1日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	永門 重明		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原高等学校長	野田 定延		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	辻 法行		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子		H28.4.1～H31.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第一中学校長	北田 義久		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第二中学校長	北浦 幸三		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第三中学校長	野中 豊明		H28.4.1～H31.3.31
島原市立三会中学校長	中村 展祥		H28.4.1～H31.3.31
島原市立有明中学校長	八木 信也		H28.4.1～H31.3.31
島原市教育委員会教育長	宮原 照彦		H28.4.1～H31.3.31
計	12名		

(参考)

島原市奨学金貸付基金条例（抜粋）

（審議委員会）

第10条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

島原市奨学金貸付基金条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第5条 島原市奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、委員15名以内をもって組織する。

2～5 略

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第12号議案

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則を廃止する規則

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（平成12年教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱の制定に伴い、この規則を制定しようとするものである。

第13号議案

島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱

島原市立中学校部活動外部指導者に関する要綱を次のように定める。

(設置)

第1条 島原市立中学校における学校教育の一環である部活動の充実及び円滑な推進を図るため、部活動外部指導者（以下「外部指導者」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部活動 島原市立中学校において、課外活動として、心身の健全な発達を促し、豊かな教養を育てることを目的とする体育・芸術・文化等の活動をいう。
- (2) 部 員 部活動を行う生徒をいう。

(職務)

第3条 外部指導者は、非常勤とし、中学校の部活動において次の職務を行う。

- (1) 各中学校の求めに応じて、部活動における実技の指導及び助言を行うこと。
- (2) 各中学校の求めに応じて、部員が参加する体育・芸術・文化等に関する行事又は事業の実施及び運営に関して必要な協力を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、部活動の振興のために必要な指導及び助言を行うこと。

(選任等)

第4条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長が選任し、教育長が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力を得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 実技指導に関して優れた専門知識及び経験を有し、職務を誠実に遂行できること。
- (4) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(服務)

第5条 外部指導者は、その職務を遂行するに当たっては、学校経営方針を遵守し、学校長の指示に従わなければならない。

- 2 外部指導者は、学校長及び部顧問と連携を図るとともに、当該校の活動計画に沿って活動しなければならない。
- 3 外部指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてならない。
- 4 外部指導者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第6条 外部指導者の任期は、委嘱日から当該年度の末日までとする。

- 2 外部指導者は、再任することができる。

(解嘱)

第7条 教育長は、外部指導者が心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、前条の規定による任期の期間中においても解嘱することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による外部指導者の選任等に関し、必要な行為は、この要綱の施行の日前においてもすることができる。

平成28年3月29日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則の廃止に伴い、新たに要綱を制定しようとするものである。

第 1 4 号議案

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市学校教育振興補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

長崎県造形教育研究大会開催地補助金	長崎県小・中学校美術教育担当職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	南島原市・島原市・雲仙市大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県造形教育研究大会南島原市・島原市・雲仙市大会実行委員会
-------------------	---	-------------------------	----------------	--------------------------------

」

を

「

長崎県造形教育研究大会開催地補助金	長崎県小・中学校美術教育担当職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とする。	南島原市・島原市・雲仙市大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県造形教育研究大会南島原市・島原市・雲仙市大会実行委員会
長崎県校長会研究大会南島原・島	長崎県の小・中学校教育の充実発展のため研究と実践を重ねることで	南島原・島原・雲仙大会開催時運営費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県校長会研究大会南島原・島

原・雲仙 大会補助 金	「教育県長崎」の 確立に寄与するこ とを目的とする。			原・雲仙 大会実行 委員会
N I E 実 践指定校 補助金	教育活動に新聞を 活用することで、 青少年の活字離れ を防ぎ、学力向上 を図るとともに、 その目を広く社会 に向けさせ、主体 性のある人格を育 むことを目的とす る。	研究活動費	予算の範 囲内で市 長が認め る額	・島原市 立第一中 学校研究 会 ・島原市 立第二中 学校研究 会 ・島原市 立第三中 学校研究 会 ・島原市 立三会中 学校研究 会 ・島原市 立有明中 学校研究 会
九州中学 校体育大 会サッカー 一競技大	各県の代表校が一 堂に会することに より、子どもたち 相互の親睦を図	九州中学校 体育大会サ ッカー競技 大会開催時	予算の範 囲内で市 長が認め る額	長崎県中 学校体育 連盟

会開催地 補助金	り、あわせて大会 を通して、体力の 向上や技術の向上 を図ることを目的 とする。	運 営 費 の 一 部		
-------------	--	----------------	--	--

に改める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成２８年度の予算に係る補助金から適用する。

平成２８年３月２９日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市学校教育振興補助金交付要綱に新たに長崎県校長会研究大会南島原・島原・雲仙大会補助金、N I E実践指定校補助金、九州中学校体育大会サッカー競技大会開催地補助金を加えるため、この要綱を改正しようとするものである。

第 15 号議案

島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱について

島原市立小中学校の学校歯科医として、次の者の委嘱を解く。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備 考
学校 歯科医	大場 堂志			島原市立第五小学校	平成 28 年 3 月 31 日付辞任

平成 28 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

第 16 号議案

島原市立小中学校の学校歯科医の委嘱について

島原市立小中学校の学校歯科医として、次の者を委嘱する。

	氏 名	性別	年 齢	学 校 名	備 考
学校 歯科医	大場 堂信			島原市立第五小学校	平成 28 年 4 月 1 日 から

平成 28 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

学校歯科医の辞任に伴い、学校保健安全法第 23 条により委嘱しようとするものである。

(参考)

学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第 17 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原図書館協議会委員（任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで）

氏名	住所	年齢	年数	備考
山田 和子			22年	社会教育の関係者
宮元 美雪			11年	家庭教育の関係者
山本 かすみ			10年	家庭教育の関係者
北田 貴子			7年	社会教育の関係者
広瀬 智子			4年	社会教育の関係者
大隅 謙一郎			2年	学識経験のある者
山本 直子			2年	学校教育の関係者
吉岡 今日子			1年	学校教育の関係者
				学校教育の関係者 (校長会選出)

(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関する庶務は、委員会事務局において処理する。

第 18 号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市少年センター規則第 6 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員 (任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日まで)

地区	番号	氏 名	年 齢	住 所	在 職
三会	1	山口 正二			14
	2	森本 誉介			5
	3	佐仲 公治			5
	4	田浦 和幸			4
	5			(三会小)	
	6			(三会中)	
杉谷	7	林田 正剛			17
	8	長田 和久			1
	9	松本 久美			2
	10	加納 文			1
	11			(第四小)	
	12			(第一中)	
森岳	13	吉富 昭憲			17
	14	野田 耕起			8
	15	佐藤 源一郎			27
	16	陶山 裕介			4
	17	中里 和代			7
	18	石本 法子			14
	19			(第一小)	
	20			(第一中)	
霊丘	21	松本 宗敏			18
	22	林田 敏幸			18
	23	森本 恵三			6
	24	森川 美智晴			2
	25	林田 洋一			4
	26	杉田 守			0
	27			(第二小)	
	28			(第二中)	
白山	29	上田 すず子			18
	30	内田 玉美			22
	31	本多 平治			9
	32	中田 博文			3
	33	宇土 茂人			13
	34	中尾 明稔			5
	35			(第三小)	
	36			(第二中)	

地区	番号	氏 名	年 齢	住 所	在職
安中	37	佐藤 信弘			22
	38	園田 敏之			2
	39	小鉢 博子			6
	40	松崎 清晴			2
	41	佐藤 良二			0
	42			(第五小)	
	43			(第三中)	
大三東	44	馬渡 清郎			9
	45	宇土 国義			11
	46	松本 信二			11
	47	田中 邦浩			7
	48			(大三東小)	
	49			(有明中)	
高野	50	本田 保久			11
	51				
	52				
	53				
	54			(高野小)	
	55			(有明中)	
湯江	56	前田 政勝			11
	57	野口 和義			7
	58	森川 陽子			2
	59	尾崎 正祥			2
	60			(湯江小)	
	61			(有明中)	
高校等	62			(島原高校)	
	63			(島原高校定時制)	
	64			(島原農業高校)	
	65			(島原工業高校)	
	66			(島原商業高校)	
	67			(島原中央高校)	
	68	馬場 浩太			0

(参考)

島原市少年センター規則（抜粋）

（少年補導委員）

第6条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第 19 号議案

島原市スポーツ推進委員の委嘱について

島原市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

スポーツ基本法第 32 条、島原市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定により委員に委嘱しようとするものである。

島原市スポーツ推進委員名簿

自 : 平成28年4月 1日
至 : 平成30年3月31日

NO	地区	新	氏名	ふりがな	年齢	経験年数	住所
1	有明		村子 芳久			29	
2	〃		松本 勇夫			23	
3	〃		織田 義信			21	
4	〃		永田 政澄			21	
5	〃		前田 等			20	
6	〃		荒木 加奈子			17	
7	〃		伊達 幸子			6	
8	〃		本田 則男			4	
9	〃		本多 孝治			2	
10	〃		太田 恵久			2	
11	〃		水本 由紀			0	
12	三会		渡辺 辰博			40	
13	〃		北浦 雄一			12	
14	〃		福島 真一			4	
15	〃		橋川 好美			0	
16	〃		堀島 大輔			0	
17	杉谷		種村 繁徳			38	
18	〃		塚原 健四			32	
19	〃		立山 元気			7	
20	〃		村里 昌美			0	
21	〃		廣安 伸哉			0	
22	森岳		上田 三生			12	
23	〃		永野 富士夫			7	
24	〃		尾藤 豪洋			8	
25	〃		北野 美亜			8	
26	〃		長谷 知佳			0	
27	霊丘		中川 薫			22	
28	〃		中村 浩平			8	
29	〃		村上 彰			8	
30	〃		森脇 久夫			4	
31	〃		本多 貴弘			0	
32	白山		廣瀬 朗			18	
33	〃		上田 武寛			16	
34	〃		大町 伸子			8	
35	〃		前田 泰秀			4	
36	〃		山田 智伯			2	
37	安中		出田 春喜			28	
38	〃		大町 信広			12	
39	〃		園田 正文			10	
40	〃		霜田 重男			8	
41	〃		森川 志保			0	

(参考)

○スポーツ基本法（抜粋）

(スポーツ推進委員)

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○島原市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

(委嘱)

- 第3条 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持つ者の中から委員会が委嘱する。

(定数)

- 第4条 スポーツ推進委員の定数は、41人以内とする。

(任期)

- 第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 2 0 号議案

島原市教育委員会委員長の選挙について

島原市教育委員会委員長が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、委員長の選挙を行う。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第 2 条第 1 項の旧教育長に関する経過措置の規定により、委員長の任期満了にともない選挙を行おうとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

附則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（旧教育長に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第二章（第二条を除く。）、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は適用せず、旧法第二章（第二条を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十一条第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、「則して」とあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とする。

3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。附則第五条において同じ。）において旧法第十二条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正前）

（委員長）

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。